



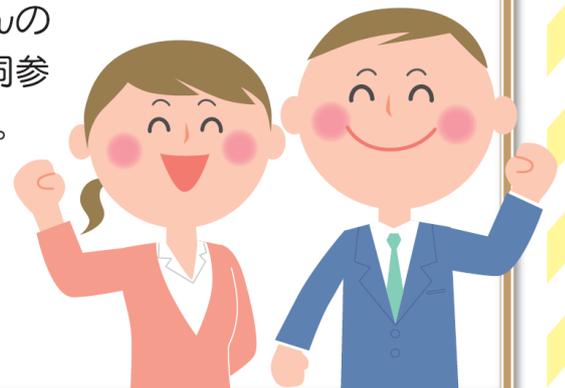
# 小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業のご案内

**ワーク・ライフ・バランス**とは、“**仕事と生活の調和**”のことで、

仕事、家庭生活、地域生活など様々な活動について自ら希望するバランスで過ごせる状態のことをいいます。

市では、\*男女共同参画社会の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭生活を両立することができて男女共に働きやすい環境づくりを積極的に取り組んでいる事業者を「小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者」として認定し、事業者名及び取組内容を広く周知し、事業者の皆さんの取組を支援するとともに、働く場における男女共同参画の輪をより一層広げていきたいと考えています。

\*男女共同参画社会……性別にとらわれず、社会のあらゆる分野に女性も男性も等しく参画し、共に責任を担い、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会のことをいいます。



## 1

### 申請できるのは

市内に事業所、事務所があり、常時雇用する従業員を有して事業活動（非営利的な活動を含む）を行っている事業者が対象です。

## 2

### 認定を受けるためには

これらの項目に取り組んでいることが条件となります。

- (1) 育児・介護のための取組
- (2) 職場環境・制度の改善
- (3) 従業員の健康管理
- (4) 休暇の取得促進
- (5) ダイバーシティ&インクルージョン（多様な人材の能力発揮）
- (6) 女性活躍推進
- (7) 地域・社会貢献活動

## 3

### 申請～認定の流れ

毎年3月末日〆切



5月頃



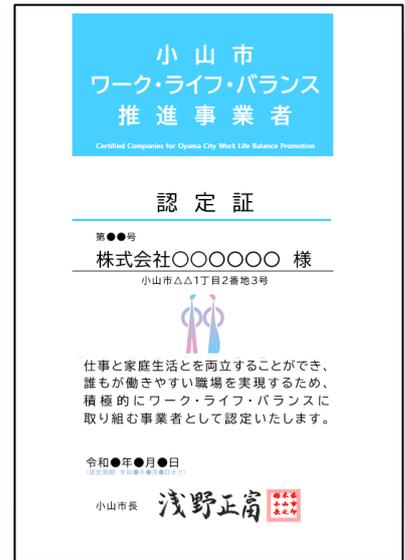
6月頃



# 4

## 認定について

- 前頁の「認定を受けるためには」の(1)～(7)の項目について積極的に取り組む事業者を認定します。
- 審査会は年1回(5月頃)実施します。
- 認定審査にあたり、事前にヒアリング等をさせていただく場合があります。



# 5

## 認定されると…

認定証を送付しますので、事業所内に掲げていただくなどしてご活用ください。

また、事業者名及び取組の内容等について、次の方法により紹介します。

- ①男女共同参画にかかるとの講演会や催し等において周知
- ②広報誌や市のホームページ等への掲載

認定を受けた事業者は、建設工事入札参加資格審査において、10点の加点があります。(市内本店に限る)



# 6

## 申請方法

申請は随時受付しています。次の書類を添えて、郵送またはメール、もしくは人権・男女共同参画課窓口にご提出ください。

- ①小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定申請書
- ②小山市ワーク・ライフ・バランス推進チェックシート
- ③その他、取組内容について参考となる資料等(事業者の概要や社内規則等)

※申請書類は返却できませんので、予めご了承ください。

お問合せ

〒323-8686 小山市中央町1-1-1 本庁 6階  
小山市役所 総務部  
人権・男女共同参画課 男女共同参画係

TEL 0285(22)9296 FAX 0285(22)8972

MAIL d-jinken@city.oyama.tochigi.jp